

小豆島町Uターン者同居リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町への若者世代のUターンを促進するとともに、世代間で互いに支えあいながら、子どもを安心して生み育てられ、高齢者が健康で快適に暮らせる住環境の充実を図り、もって定住人口の増加及び地域コミュニティの活性化に資することを目的に、Uターン者が町内に居住する親族と同居するために住宅をリフォームする費用の一部を町が補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン者 小豆郡外に連続して2年以上居住している本町出身の者で、定住のために転入する者（交付申請日において町内に転入して2年を経過していない者を含む。）
- (2) 親族 Uターン者の二親等以内の直系尊属及び卑属
- (3) 住宅 居住の用に供する住宅で、併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものをいう。）を含み、1戸建て及び長屋建ての住宅並びにマンション等の集合住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（同法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるものをいう。）にあっては、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）の専有部分をいい、Uターン者の親族が所有及び居住する住宅とする。
- (4) リフォーム 住宅の機能の維持及び向上のために行う増築、改築、修繕、模様替え及び設備改善等の工事（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反するものを除く。）をいう。
- (5) 町内事業者 本町内に事業所又は営業所を有する個人事業者又は法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、リフォームする住宅（以下「対象住宅」という。）の所有者とし、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) Uターン者の親族であること。
- (2) Uターン者が、補助金の交付を申請する日において、満40歳未満の者であること。
- (3) 補助金実績報告書提出時において、Uターン者及びUターン者とともに本町へ転入する者（以下「Uターン者家族」という。）が対象住宅に居住し、住民基本台帳に記録されていること。
- (4) Uターン者が、対象住宅において、本町に定住する意思を有すること。
- (5) 補助対象者及びその同居親族並びにUターン者家族に、町税、その他の町に納付すべき金銭の滞納がないこと。
- (6) 本告示による補助金の交付を受けたことがない者及び補助金の交付対象となつた住宅でないこと。

(交付対象経費及び交付対象リフォーム)

第4条 交付対象経費及び交付対象リフォームは、小豆島町住宅リフォーム促進支援事業実施要綱（平成28年小豆島町告示第12号）に準ずるものとし、交付対象経費は20万円以上であることとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、交付対象経費の2分の1以内とする。

2 補助金額の上限は、100万円に定住のために本町へ転入するUターン者家族の人数から1を減じた数に20万円を乗じた金額を加算した額とし、200万円を超えない金額とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、小豆島町Uターン者同居リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム見積書の写し（内訳書含む。）
- (2) 個人情報の取得に関する承諾書（別紙）
- (3) 当該建物の所有者が確認できる書類（登記事項証明書等）
- (4) リフォームを行う部分の図面又は写真
- (5) 申請者とUターン者の関係がわかる戸籍の写し
- (6) Uターン者が小豆郡外に2年以上居住していたことがわかる書類
- (7) 他の公的補助制度を利用の場合は、その制度の申請書の写し
- (8) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、小豆島町Uターン者同居リフォーム支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、速やかに小豆島町Uターン者同居リフォーム支援事業補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(工事の完了及び実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日（その日が小豆島町の休日を定める条例（平成18年小豆島町条例第2号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の前日）までに小豆島町Uターン者同居リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 工事代金領収書の写し（内訳書含む。）
- (3) 交付対象リフォーム施工前後の住宅等の現況及び施工状況の写真
- (4) 他の公的補助制度を利用する場合には、その制度の完了報告書の写し
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、小豆島町Uターン者同居リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。
(補助金の交付)

第11条 町長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。
(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請等その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) Uターン者が補助金の交付日から、5年以内に本町から転出したとき。
- (3) 対象住宅を補助金の交付日から、5年以内に第三者に譲渡等したとき。
- (4) 上記のほか、この告示に違反したとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。